

表4-1 国・県の重要里地里山などの選定事例

主体	名称	目的	選定基準	選定方法	選定数	備考
省庁	環境省 里地里山保全再生モデル事業（2007）	里地里山の保全活用に向けた実践的手法や体制等について検討。	・全国の里地里山の生態系タイプ（二次林のタイプで分類） ・立地特性 等		4地域（5地区）	
	モニタリングサイト1000 里地調査（2005～）	・日本の里地里山の生態系及び生物多様性の質的・量的な劣化を早期的に発見する ・それぞれの調査地域の里地里山の変化を把握する ・調査の結果を各地の市民による保全活動に直結させる	【コアサイトの選定基準】 A. 国土の10区分、気候帯、二次林植生タイプ等を考慮した代表的な里地生態系への均等配置 B. 管理継続地と管理放棄地を含む里地生態系への配置 C. 健全な在来生物相が維持されている里地生態系への配置 D. 調査実施可能な主体・体制が存在する区域への配置	・選定基準を踏まえ、専門家の意見を聞きながら選考 ・登録後、選んだ項目の調査を全国一律のマニュアルに基づいて継続して実施 ・5年で一区切りとしてレビューを行っていく	一般：181ヶ所 コア：18ヶ所 合計：約200ヶ所程度で調査（H20年度）	・コアサイト：全国各地の代表的な里地里山に、18ヶ所（平成23年4月26日現在）設置。 ・一般サイト：全国約180ヶ所が2008～2012年度の正式な一般サイトとして登録された。（平成20年6月）
	（参考）平成の名水百選（2008）	社会情勢の変化も踏まえ、水環境保全の一層の推進を図ることを目的に、地域の生活に溶け込んでいる清澄な水の水環境のなかで、特に、地域住民等による主体的かつ持続的な水環境の保全活動が行われているものを、現在の「名水百選」（昭和の名水百選）に加え、「平成の名水百選」として選定。	【評価軸】 (1) 水質・水量 (2) 周辺環境の状況（周囲の生態系や保全のための配慮など） (3) 親水性・近づきやすさ（水への近づきやすさや安全性を重視） (4) 水利用の状況（水利用の伝統を含む） (5) 保全活動（保全活動の内容・効果を重視） (6) その他の特徴・PRポイント（故事来歴や希少性など）	・「平成の名水百選調査検討委員会」において、左記の評価軸に基づき選定作業を行い、推薦のあった162の湧水等の中から100箇所を選定。	200件 （「昭和の名水百選」含む）	
農林水産省	ため池百選（2010）	「地域活性化の核として保全・活用される取り組みのために」 農業者の減少、高齢化の中で管理が難しくなりつつあるため池について、その歴史や多様な役割、保全の必要性を国民の皆様に理解いただく契機とするため、農業用の水源として秀でた特徴を有する全国のため池100地区を「ため池百選」として選定。	1. 現に農業用の水源としてため池の貯留水が利用され、継続的に農業が営まれているもの 2. 堤体等の適切な維持管理がなされているもの 3. 以下の5つの視点のうち1つ以上において特に秀でた特徴を有しているもの ○農業の礎 ○歴史・文化・伝統 ○景観 ○生物多様性 ○地域とのかかわり	全国から候補を募集し、ため池百選選定委員会による一次選定。 ↓ 一般からの投票、選定委員の評価を経て、選定委員会にて最終選定。	100地区	
	日本の棚田百選（1999）	多面的機能を有している棚田について、その保全や保全のための整備活動を推進し、農業農村に対する理解を深めるため、優れた棚田を認定することとした。	①営農の取り組みが健全である ②棚田の維持管理が適切に行われている ③オーナー制度や特別栽培米の導入など地域活性化に熱心に取り組んでいる。	各県から推薦を受けた棚田の中から選定委員が選定。	134地区 （117市町村）	

主体	名称	目的	選定基準	選定方法	選定数	備考
文化庁	重要文化的景観 (2004～)	<p>文化的景観を保護する制度を設けることによって、その文化的な価値を正しく評価し、地域で護り、次世代へと継承していくことができる。</p> <p>文化的景観の中でも特に重要なものは、都道府県又は市町村の申出に基づき、「重要文化的景観」として選定。</p>	<p>一 …</p> <p>(1) 水田・畑地などの農耕に関する景観地</p> <p>(2) 茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地</p> <p>(3) 用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地</p> <p>(4) 養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地</p> <p>(5) ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地</p> <p>(6) 鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地</p> <p>(7) 道・広場などの流通・往来に関する景観地</p> <p>(8) 垣根・屋敷林などの居住に関する景観地</p> <p>二 …前項各号に掲げるものが複合した景観地</p>		24 件 (H23. 4. 1 現在)	<p>【文化的景観とは】</p> <p>地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（文化財保護法第二条第1項第五号より）</p>
国土交通省	水の郷百選 (1995、1996)	<p>地域固有の水をめぐる歴史文化や優れた水環境の保全に努め、水を活かした町づくりや村づくりに優れた成果をあげている地域を「水の郷」として認定し、水環境の保全等について広く国民にPRするとともに、水を守り水を活かした地域づくりに資する。</p>	<p>I 地域において、水源涵養、水質の保全、水の合理的な利・活用、飲み水の安全や、おいしさの確保、うるおいある水辺環境の整備など、水環境の保全が適正に行われているかどうか。</p> <p>II 水にかかわる特色を持った歴史や文化があるかどうか。</p> <p>III 水にかかわる歴史や文化が地域の活性化にどのように活かされているか。</p> <p>IV 水環境の維持・整備のための住民による活発な取り組みがあるかどうか。</p>	<p>選定に当たっては市町村から各都道府県を通じて応募された地域を「水の郷」候補地とし、学識経験者等で知られる「水の郷」審査委員会等によって審査し選定。</p>	107 地域	<p>対象は、原則として市町村単位。ただし、水にかかわる歴史や文化が隣接する市町村と一体的で、切り離すことができない場合は、例外的に隣接市町村と合わせた単位とすることができる。また、大都市においては区単位とすることができる。</p>
都道府県	山形県	「里山環境保全地域」の指定 (2002～)	<p>(「山形県自然環境保全条例」規定より)</p> <p>(1) 市街地若しくは集落地又はこれらの周辺の地域にある樹林地、草原、海岸、湖沼、湿原又は河川の区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）でその区域における自然環境が生物の多様性の確保にとって良好な状態を維持しているもの</p> <p>(2) その地域の自然環境を象徴する植物又は野生動物の自生地又は生息地その他の規則で定める土地の区域</p>	<p>左記のいずれかに該当するものうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを里山環境保全地域として指定。</p>	4 箇所？ (県の公式データは発見できず)	<p>【里山環境保全地域】</p> <p>身近な自然の中で良好な状態を保っている場所</p>
	栃木県	とちぎのふるさと田園風景百選 (2011)	<p>美しく豊かな“とちぎ”の田園風景を百年後の後世に継承するとともに活力に満ちたふるさと“とちぎ”づくりを、多くの県民の理解と参加を得ながら展開する。</p>	<p>(対象の風景)</p> <p>栃木県内において、自然環境と一体となった農業生産・農村生活、およびこれに関連する伝統文化等に係る風景で、美しい風情や歴史性、郷愁や地域の活力を醸し出すなど、百年後にも誇れる継承すべきふるさとの風景。</p>	<p>H21. 9 募集開始→H21. 12 県民人気投票開始→H22. 9 募集締め切り→選定委員会による候補地の選定→実行委員会による百選の認定→H23. 2 百選の公表</p>	102 地域

主体	名称	目的	選定基準	選定方法	選定数	備考
東京都	「里山保全地域」の指定 (2005～)		以下の里山のうち、条件が整った地域 ・豊かな自然環境が今も残されている里山 ・管理放棄がすすみ荒廃してはいるものの適切な保全管理活動を行うことによって自然環境の回復が望める里山		2 地域	【里山保全地域】 丘陵斜面地と周辺の平坦地にある雑木林や農地等の存する地域 (※指定後は、市民やNPO、企業、自治体などが協力して里山の保全をすすめていく。)
神奈川県	「里地里山保全等地域」の選定	(「神奈川県里地里山の保全・再生及び活用の促進に関する条例」より) 里地里山の有する「四季折々の風景」、「多様な生物を育む空間」、「生活文化の伝承の場」、「自然とのふれあいの場」などの多面的機能の発揮と次世代への継承を図ることにより、県民の健康で心豊かな生活の確保に寄与する。	・現に保全等の活動が行われている地域 ・保全等の機運が見受けられる地域 ・市町村が保全等を進める必要があると認める地域	地域住民等の主体的な活動によりその保全・再生・活用が図られると認められる地域を市町村からの申出等により県が選定。	11 地域 (H23.5 時点)	
石川県	いしかわの里山生態系-次の世代に伝えるために- (2004)	さまざまな生きものがくらす里山を後世に伝えるため、石川県の良好な里山の代表を選定し、今後の保全施策に資する。	①希少種が多いなど、生物多様性が高い里山 ②昔ながらの景観が維持されている里山 ③里山を残し伝えるための先進的な取り組みが既になされている里山	・聞き取り結果(県内研究者対象) ・「いしかわレッドデータブック」掲載種の分布情報 →以上を参考として、「重要な里山生態系地域」を選定。	25 箇所	
	「先駆的里山保全地区」の選定 (2009)			住民等が里山の利用・保全に自発的かつ意欲的に取り組んでいる地域の中から、「先駆的里山保全地区」を選定。	7 箇所	※選定後、「取り組みに温度差がある」(県環境部)として活動への支援を打ち切り。 →新たに「里山チャレンジ支援事業」と銘打って4地区でモデル事業を展開
福井県	守り伝えたい福井の里地里山 (2005)	近年の里地里山の急激な変化を受け、県内で里地里山の生物調査を実施。今も多様な生物がすむ代表的な地域を選定し守り伝える。	①その地域を含む周辺の里地里山で、県RDB種が多種確認されている。 ②県RDB種の県内の代表的な生息地である。 ③県RDB種の繁殖地、越冬地、または旅鳥の重要な中継地点になっている。 ④県RDB種の県内唯一の生息地である。	・「福井県重要里地里山」として選定。(詳細不明)	30 箇所	【里地里山での保全すべき環境】 「雑木林」「巨木林」「広い水田」「山田」「ため池」「小川」「草原」「湧水地」「湧水湿地」 →それぞれについて保全目標と手法の例あり。
長野県	「里山整備利用地域」の認定		(対象地域) ・一団のまとまりのある森林で、対象となる森林と密接に関係する集落が存在すること。 ・自発的な活動をするための体制が整備されていること。 ・里山の整備・利用をするための活動が継続的に行われること。	里山の整備・利用を主体的に行う地域に対し、市町村長の申出によって「長野県ふるさとの森林づくり条例」第26条に基づき知事が認定。	5 地域 (H21.11 現在)	

主体	名称	目的	選定基準	選定方法	選定数	備考
長崎県	「ふるさとの原風景再生事業」における重要里地里山の選定（2008）	里地里山の保全及びそこに生息、生育する希少な動植物の保護を図るため、重要な里地里山の選定や再生手法の検討等を行う。	里地里山を構成する樹林、溜池、草原、農地あるいはその周辺の湿地など。景観としてもまとまりのある地域で、以下に適合するもの。 ①人が関与すること、あるいは最近まで関与してきたことによって保たれている（この場合、人的関与の内容が把握可能であること） ②国又は県RDB種が生息、生育する地域 ③保全対象となる動植物の生息、生育に必要な広がりがある	・里地里山保全検討会開催（全2回） ・情報収集、現地調査 ・県民に情報提供呼びかけ（提供件数は67件） →以上を経て、地域の抽出・状況確認・検討後、重要里地里山を選定。	31箇所 (分類別) 草原 17 溜池 8 湿地 3 水田 2 水路 1	【選定地域の条例による指定】 ・「長崎県生物多様性保全戦略（H21.3）」の「第2部行動計画編」第1章－（2）より一部抜粋 「…さらに、これらの取組と併せ、ふるさとの原風景再生事業（H19）で選定した重要里地里山（31箇所）、及び…について、「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」に基づく保全地域等の指定により種の保護や生態系の保全の取組を進めます。」
沖縄県	沖縄、ふるさと百選	農林水産業と関わりを持ち、地域が誇れる魅力ある農山漁村を形づくる地域団体を認定し、県民に広く紹介することによって、農山漁村に対する理解を促進し、地域の活性化に寄与する。	(認定の基準) ●集落部門 人々の生活、地域の特色等が反映され調和が取れていると認められる地域 ●生産部門 生産基盤の保全、新しい生産活動等が周辺環境と調和していると認められる地域 ●交流部門 農山漁村の祭り、イベント、生業体験等を通じまちと村との交流があると認められる地域	農林水産業と関わりを持ち、地域が誇れる魅力ある農山漁村を形づくる「ふるさとづくり」を、左記の基準により認定。	計 59 地区 ●集落部門：19 地区 ●生産部門：24 地区 ●交流部門：16 地区 (H22.1 現在)	
その他	朝日新聞・(財)森林文化協会	にほんの里 100 選 (2008～2009 年)	「里」の大切さを見つめなおし、地域の自信や活力につなげるとともに、生物多様性の確保や地球温暖化防止、自然の持続的利用に寄与する。 以下の3要素を選定基準とする。 ・ 景観 ：暮らしが生み出した特色ある景観が、まとまりをもって見られる。あるいは、里の景観が全体として調和していて美しい。 ・ 生物多様性 ：かつては里でよく見かけた動物が今もすこやかに生きている。あるいは、そうした生き物や生育・生息環境を再生する試みなどがある。 ・ 人の営み ：景観や生き物を支え、里の恵みを生かす暮らしや営みがある。あるいはそうした暮らしを築き持続させようとする人々がいる。	HPなどで一般募集。 全応募地について、確認作業を行う。現地調査では、調査員が「里」の単位をチェックし、里を構成するさまざまな景観をにらみながら、判断の根拠となる「カルテ」を作成。 その結果から、選定委員が選定。 (応募締め切りは2008年3月、選出結果発表は2009年1月)	100 地域	【里山の構成要素】 ①居住地 ②河川 ③河原 ④池沼・ため池 ⑤水路 ⑥低湿地 ⑧水田 ⑨畑・果樹園 ⑩草地・放牧地 ⑪林縁 ⑫樹林(森林) ⑬海辺 【対象となる「里」について】 対象となる「里」は、集落とその周辺の田畑や野原や草地、海辺や水辺、里山などの自然からなる地域。
地球環境関西フォーラム	関西自然に親しむ風景 100 選	自然と歴史・文化・暮らしなどと共生した風景のある場所の中から特に多くの人に感動を与えるであろう素晴らしい風景のある場所を選定し、その場所の特色を広く一般に紹介することとした。	◆ 自然と調和した潤いのある生活を実感する教材となる、自然と歴史遺産・伝統文化・暮らし・環境保全などと共生した素晴らしい風景のある場所の中から、特に多くの人に感動を与えるであろう場所 ◆ 一般の人が訪れやすい場所 ◆ 地域で保全活動をしている場所		100 箇所	【ジャンル】 ・自然景観：自然の景観が素晴らしい、自然に囲まれているなど ・歴史遺産：歴史遺産がある、歴史を感じるなど ・伝統文化：伝統文化がある、著名な神社仏閣がある、信仰、祭りがあるなど ・暮らしの風景：農山村、漁村、市街地での日常の暮らしが見られる ・環境保全：環境保全のモデル、環境保全教育、活動に熱心、特別天然記念物があるなど